



非正規労働について

～雇用の安定や待遇の改善を図るために～

第1回 10月4日（水）非正規労働者の概要（有期雇用、労働者派遣、パートタイム労働）

講師：七堂 眞紀 弁護士

第2回 10月18日（水）雇止め（不更新条項も含む）

講師：金 容洙 弁護士

第3回 11月1日（水）無期労働契約への転換と不合理な労働条件格差の禁止

講師：藤原 航 弁護士

2017年秋の連続基礎講座のテーマは、

「非正規労働について～雇用の安定や待遇の改善を図るために～」です。

パートタイム労働者、アルバイト、嘱託、契約社員、派遣労働者など、様々な雇用形態で働く非正規労働者が1990年以降増加し、厚生労働省によると、2016年の非正規労働者数はおよそ2000万人で、雇用者全体の37.5%が非正規労働者であるという調査結果が出ています。

非正規労働者は、契約期間が定められているケースが多いため、契約期間満了で予期せぬ雇止めがなされたり、正規労働者との間で賃金や労働条件の格差が生じておりましたところ、雇止め法理、有期契約から無期契約への転換、不合理な労働条件格差の禁止等が労働契約法で定められることになりました。

非正規労働者の雇用の安定や待遇の改善を図るためには、非正規労働者の概要や労働契約法で定められた非正規労働者に関する規定の内容を理解する必要があります。特に、2018年4月から、有期契約から無期契約への転換が問題となるケースが増加するため、この時期に上記内容を理解することは最重要です。

そのため、この機会に非正規労働についての理解をより一層深めて頂きたいと思い、今回の連続基礎講座のテーマとして取り上げました。

講座前に非正規労働者に関する法改正がありましたら、第1回で法改正内容も解説します。そしてそれぞれの回で実際の裁判例を踏まえた解説を行い、検討します。

全3回の講座ですが、1回だけの参加も可能ですので、みなさま、奮ってご参加ください。



時間：午後6時30分～8時30分 参加費：1回1000円

場所：大阪労働者弁護団 事務所

大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル5階 電話06-6364-8620
準備の都合上、必ずお申込くださいますようお願いいたします。（メール osaka-rouben@nifty.com）

大阪労働者弁護団 宛（FAX 06-6364-8621）

下記のように連続講座への参加を申し込みます。（○をつけてください）

2017秋シリーズ		
①	②	③

所属（個人の方はご住所） _____

お名前 _____

緊急時連絡先 _____

* 特に関心のある点、お聞きになりたい点などをご記入ください。